

岩手県告示第392号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 東北街路灯照明株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野字細谷地57番地5
    - ウ 代表者の氏名 佐々木哲也
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第6号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月11日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社姫神設備工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田字岩脇1番地27
    - ウ 代表者の氏名 長谷川優子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3659号
  - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月4日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社アイサリ
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市堤ヶ丘二丁目1番50号
    - ウ 代表者の氏名 伊藤正
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－29）第5830号
  - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月20日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社クロサワランデック
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市菜園一丁目11番3号 カガヤ菜園ビル8階
    - ウ 代表者の氏名 築田満
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第7311号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月13日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年5月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小友建設

イ 主たる営業所の所在地 遠野市小友町14地割73番地2

ウ 代表者の氏名 菊池シゲ

エ 許可番号 岩手県知事許可(特一2)第6047号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年5月17日付けで建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。